

公立大学法人宮崎公立大学教員選考規程

平成19年4月1日
規程第58号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任に係る選考（以下「選考」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員選考会議)

第2条 教員の選考の審査を行うため、教員選考会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、委員6人程度をもって組織する。

3 委員は、経営審議会又は教育研究審議会の委員から学長が指名する。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

4 会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員の任期は、経営審議会又は教育研究審議会の任期とする。

7 委員が教員の採用又は昇任に係る推薦者となった場合は、当該選考に係る審査に加わることができない。

8 委員に欠員が生じたときは、学長が補充する。前項の規定により、委員が選考に係る審査に加わることができなくなったときも同様とする。

9 前項後段の規定により補充された委員の任期は、当該選考に係る審査が終了したときは、解任される。

10 会議に、第7条に規定する面接審査を行うため必要があるときは、学長が指名する専門委員若干人を置くことができる。

11 専門委員は、第7条に規定する審査が終了したときは、解任される。

(内申)

第3条 学長は、選考しようとする教員の分野、担当予定科目、人事計画、採用を必要とする理由、公募条件、その他必要な事項について、理事長に内申を行うものとする。

(審議会への提議等)

第4条 理事長は、人事計画（定数に限る。）及び予算について経営審議会に提議するものとする。

2 学長は、選考しようとする教員の専攻分野、担当予定科目、公募条件等について教育研究審議会に提議するものとする。

(選考方針の決定)

第5条 理事長は、経営審議会及び教育研究審議会の審議結果に基づき選考方針を決定する。

(会議の招集)

第6条 学長は、理事長の選考方針の決定を受けて会議を招集する。

(会議の職務)

第7条 会議は、選考に係る公募等を行う。

2 会議は、学長と協議をして応募者の業績等を審査するための業績審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

- 3 会議は、審査会の審査結果（審査会を設置した場合に限る。）及び面接審査等を踏まえ総合的な審査を行い、適任者を決定する。
- 4 会議は、適任者の選考を終了したときは速やかに選考経緯及び選考結果を学長に報告する。

（審査会）

- 第8条 審査会は、選考に必要な専攻分野ごとに教授又は准教授（学外者可）3人以上、5人以内の委員で組織する。
- 2 審査会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 審査会の委員長は、会務を総理する。
 - 4 審査会の委員の任期は、会議において報告するまでとする。

（審査会の職務）

- 第9条 審査会は、応募者の教育研究の業績等について審査を行い会議に報告する。
- 2 審査会は、応募者に順位を付すことができる。

（選考）

- 第10条 学長は、会議から審査結果の報告があったときは、適任者を候補者とするものの可否を決定する。この場合において、学長は理由を付して会議に再選考を行うことを指示することができる。
- 2 学長は、候補者とすることを可とするときは、速やかに選考の経緯（再選考を指示したときはその理由）を付して理事長に申し出る。

（採用等の決定）

- 第11条 理事長は、学長の申出に基づき教員の採用又は昇任を決定する。

（教員等の選考）

- 第12条 教員等の選考は、次条から第17条までの資格に基づき、人格、教授能力、学歴、職歴、学会及び社会における活動、教育研究業績、健康等を審査して行わなければならない。

（教授の資格）

- 第13条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
 - (4) 大学又は専門職大学において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
 - (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

- 第14条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第15条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第13条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第16条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第13条各号又は第14条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第17条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位又は学位規則第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（疑義の解釈）

第18条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、会議の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。